* ○ 認 定 こ ど も 園 　園 則

第１章　総則

（目的）

第１条　この幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第に基づき、園児に対する教育及び保育と子育て支援を行うことを目的とする。

（名称）

第２条　この幼保連携型認定こども園の名称は、○○認定こども園という。

（位置）

第３条　この幼保連携型認定こども園の位置は、石川県○○市○○町○○番地に置く。

（利用定員）

第４条　この幼保連携型認定こども園の定員は○○名とし、その内訳は以下のとおりとする。

　　（１）　保育を必要とする満３歳未満の園児の定員　　○○名

　　（２）　保育を必要としない満３歳以上の園児の定員　○○名

　　（３）　保育を必要とする満３歳以上の園児の定員　　○○名

第２章　保育年限・保育期及び休業日、保育時間

（学年）

第５条　この幼保連携型認定こども園の学年は、○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

（学期）

第６条　１年を次の３学期に分ける。

　第１保育期　　４月１日から８月３１日まで

　第２保育期　　９月１日から１２月２１日まで

　第３保育期　　１月１日から３月３１日まで

（開園時間及び保育時間）

第７条

１　この幼保連携型認定こども園の開園時間は、次のとおりとする。

　　（１）平日 午前○○時○○分から午後○○時○○分

　　（２）土曜日 午前○○時○○分から午後○○時○○分

２　前項に関わらず、次に定める時間について延長保育を行う。

　　（１）平日 午前○○時から開園前まで

開園時間終了後から午後○○時まで

　　（２）土曜日 開園時間終了後から午後○○時まで

（休園日）

第８条

１　この幼保連携型認定こども園の休園日は、次のとおりとする。

　（１）　日曜日

　（２）　国民の祝日

　（３）　年末年始（１２月３１日から１月３日）

２　保育を必要としない園児については、さらに次の日を休園日とする。

　（１）　夏季休園日　○月○日から○月○日まで

　（２）　冬季休園日　○月○日から○月○日まで

　（３）　春季休園日　○月○日から○月○日まで

第３章　教育及び保育の内容、日時数及び職員組織

（教育及び保育の内容）

第９条　教育及び保育の内容は、健康、人間関係、環境、言語、表現等とする。

（教育及び保育を行う日時数）

第１０条

１　この幼保連携型認定こども園の教育日数は、１年を通して３９週以上とする。

２　一日の教育時間は、４時間以上を原則とする。

（教育課程）

第１１条　教育課程は、別紙に定める。

（保護者に対する子育て支援の内容）

第１２条　保護者に対する子育て支援の内容については、別紙に定める。

（職員組織）

第１３条

１　この幼保連携型認定こども園に次の職員を置く。

（１）　園長　　　　　　１名

（２）　副園長　　　　　１名

（３）　主幹保育教諭　　１名

（４）　保育教諭　　　　石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例において定める職員配置数に応じた人数

（５）　養護教諭　　　　１名

（６）　学校医　　　　　１名

（７）　学校歯科医　　　１名

（８）　学校薬剤師　　　１名

（９）　調理員　　　　　２名

（10）　事務員等 　必要に応じて

２　園長は園務を掌理し、所属職員は園長の命を受けて、園児の教育及び保育に従事する。

３　副園長は、園長を補佐する。

第４章　入園、退園、転園、休園、卒園

（入園）

第１４条　入園しようとする者は、別に定める入園申込書によって、あらかじめ入園の申込みを行うこと。

（休園、退園、転園）

第１５条　園児を休園または退園、転園（以下、休園等という。）させる場合は、休園等をしようとする日の属する月の１ヶ月前の月の初日までに、その理由を書面にて園長へ連絡すること。

（卒園）

第１６条　園長は、所定の課程を修了したと認めた者には、修了証書を授与する。

第５章　利用料及びその他費用徴収に関する事項

（毎月の利用料）

第１７条　毎月の利用料は、○○市が条例で定める額を毎月徴収する。

（その他の費用）

第１８条　前条に定めるもののほか、利用者は必要な経費として、以下の金額を納入しなければならない。

　（１）制服代 ○○円

　（２）給食の主食代 （毎月）○○円

　（３）バス通園費 （毎月）○○円

　（４）延長保育料 （毎日）○○円

　　（５）保護者会会費 （毎月）○○円

（利用料及びその他費用徴収方法）

第１９条

１　利用者は、毎月の利用料の徴収について、毎月○○日までにその月分を○○により納入しなければならない。

２　利用者は、その他の費用については、請求書を発行した月の翌月末までに、○○より納入しなければならない。

第２０条　既納の利用料、その他の費用は返還しない。ただし、特別の事情があった場合はこの限りではない。

第６章　その他施設の管理についての重要事項

　※必要に応じ、以下の項目などを追加して下さい。特に、保護者との間で約束事が必要なものについては、定めておくことが望ましいです。

（例）

　　・選考方法に関すること（他のもので定めて良い）

・バス通園の利用に関すること

・けがや事故に対する補償の加入に関すること

・子供会や保護者会に関すること

・緊急時の連絡に関すること　など

附則　この園則は、平成　　年　　月　　日から施行する。